

国保組へだよ

発行
香川県建設国民
健康保険組合
高松市鹿角町151-4
TEL087-866-4721
FAX087-866-7455
ホームページ
https://www.kaken-kokuho.jp
E-mail
info@kaken-kokuho.jp
E-mail (保健師相談)
health@kaken-kokuho.jp

令和8年度予算を議決

2月通常組合会

医療分 介護分 保険料引上げ

2月17日(火)午前10時から、本部会館において、吉田謙士議長、佐野秀樹副議長ら組合会議員31人(委任状提出の7人を含む)、中西孝司理事長、吉田和照副理事長、宮瀬友亮副理事長、杉本保法令遵守担当理事の出席で2月通常組合会が開催され、令和8年度の事業計画や歳入歳出予算など8議案を審議いただき、原案どおり可決されました。

令和8年度予算の総額は、42億4304万2千円で、前年度に比べて1億6709万1千円、4.1%の増となっております。【表1】

歳出の半分以上を占める保険給付費のうち、療養給付費(医療機関に支払う費用)は、被保険者一人ひと月当たり1万5059円、令和7年度見込みの5%増で計上しています。高齢者関係の納付金は、国の示すシミュレーション値を基に計上しています。後期高齢者支援金等は、前年度に比べて992万4千円、1.3%増の7億5960万1千円、介護納付金は、前年度に比べて1101万3千円、1.8%増の1億888万3千円です。新たに子ども・子育て支援納付金は、5910万9千円を計上して、歳入のうち、保険料に比べて992万4千円、1.3%増の7億5960万1千円、介護納付金は、前年度に比べて1101万3千円、1.8%増の1億888万3千円です。新たに子ども・子育て支援納付金を賦課することになったほか、医療給付費分と介護納付金分の月額保険料を引き上げるため、前年度に比べて4736万1千円、2.6%の増となっております。国庫支出金(国からの補助金等)は、18億6964万3千円で、前年度に比べて8289万7千円、4.6%の増となっております。【表2】

高額療養費の自己負担限度額の見直し
政府は、高額療養費の制度を今後、2回に分けて見直す方針です。まず、令和8年8月に自己負担限度額の引上げと年間上限額の新設を行い、令和9年8月には年齢や所得に応じた自己負担限度額の区分を細分化したうえでさらに引上げを行う予定です。詳細が決まりましたら、改めて周知させていただきます。

特定健診・特定保健指導の推進
より多くの方に健診を受けていただき、健康づくりや健康管理に役立てていただけるよう、労働組合や支部と協力して呼びかけを行い、特定健診受診率70%の目標達成を目指します。特定保健指導は、目標値の実施率50%達成を目指します。

健診事業の充実
日曜日を中心としたバス健診を年30回実施します。

バス健診当日の特定保健指導の実施
バス健診当日の腹囲・血圧の測定結果、質問票の回答内容から、特定保健指導の対象となる可能性が高い方に對して、健診当日に特定保健指導を実施します。対象者の方には、健診スタッフや保健師が声をかけするので、ご協力をお願いします。

ヘルスケアポイント制度(40歳以上対象)
特定健診を受けた方にヘルスケアポイント(2千円分)を付与し、翌年度に給付金を支給します。

40歳未満のバス健診
40歳未満(家族は20歳以上)の方も無料でバス健診を受けることができます。若いうちから健診受診を習慣化し、健康づくりにお役立てください。

インフルエンザ予防接種に対する助成
インフルエンザが大流行すると医療費が跳ね上がり、保険料の引上げにつながるのを、予防接種を受けましょう。接種1回につき2千円を助成するので組合へ申請してください。

アスベスト検診
建設業は、アスベストばく露の多い職種であることから、バス健診等で実施した胸部X線検査の画像を専門医が再読影し、有所見者に通知のうえ二次検診を実施します。また、アスベストが原因の病気が疑われる方に対して労災申請に向けた相談や診察を実施します。

その他事業の見直し
被保険者数の減少に伴う財政への影響を考慮し、資格確認書等のカバーと健康カレンダーの交付、ゴルフコンペ、アプリによる健診結果等の情報提供kencomを廃止します。【事業詳細は、「国保組合だより号外」と、資格確認書等更新時に配付する「香建国保のしおり」をご覧ください。】

令和6年度の決算は大きな赤字でしたが、医療費や高齢者関係納付金が増加しているほか、新たに子ども・子育て支援納付金の負担が増えたため、保険料の引上げが必要となったことについて、皆様のご理解をいただけたこと、ありがとうございます。

後期高齢者支援金等の国への納付金の増加は、私たちの努力が及びにくいものですが、医療費の伸びは、「セルフメディケーション」(自分の体や健康に責任をもち、自分の健康は自分で守ること)により抑制することが可能です。毎年積極的に健診を受けて病気の早期発見・早期治療を心がけていただきますようお願いいたします。また、このような取組が、皆さんの将来の健康やQOL(生活の質)の維持にもつながります。併せて、かねてより啓発している「医療費節約十か条」を心にとめていただき、引き続き、医療費の節約にご協力ください。

表1 令和8年度予算

科目	金額(千円)	構成率(%)	被保険者1人当たり(円)
国民健康保険料	1,861,883	43.88	185,262
使用料及び手数料	2	0.00	0
国庫支出金	1,869,643	44.06	186,034
前期高齢者交付金	2	0.00	0
出産育児交付金	1,313	0.03	131
県支出金	1	0.00	0
共同事業交付金	52,825	1.24	5,256
財産収入	2,462	0.06	245
寄附金	1	0.00	0
繰入金	4	0.00	0
繰越金	450,401	10.62	44,816
諸収入	4,505	0.11	449
合計	4,243,042	100.00	422,193

表2 令和8年度月額保険料

賦課区分と種別	7年度	増減	8年度		
組合員	法人代表者	医療分	19,700	500	20,200
		後期分	6,200	0	6,200
		子ども・子育て分	0	400	400
	40歳以上	医療分	15,900	400	16,300
		後期分	4,800	0	4,800
		子ども・子育て分	0	400	400
	30歳以上 40歳未満	医療分	13,700	400	14,100
		後期分	3,500	0	3,500
		子ども・子育て分	0	400	400
	25歳以上 30歳未満	医療分	9,900	300	10,200
		後期分	2,900	0	2,900
		子ども・子育て分	0	400	400
25歳未満	医療分	6,500	300	6,800	
	後期分	2,100	0	2,100	
	子ども・子育て分	0	400	400	
家族	一般家族	医療分	4,400	200	4,600
		後期分	1,600	0	1,600
		子ども・子育て分	0	400	400
	特別家族	医療分	9,900	300	10,200
		後期分	2,900	0	2,900
		子ども・子育て分	0	400	400
	18歳未満家族	医療分	4,400	200	4,600
		後期分	1,600	0	1,600
		子ども・子育て分	0	400	400
	未就学家族	医療分	3,600	200	3,800
		後期分	1,400	0	1,400
		子ども・子育て分	0	400	400
介護分(40歳以上65歳未満)	3,500	0	3,800		

表1 令和8年度予算

科目	金額(千円)	構成率(%)	被保険者1人当たり(円)
組合会費	1,664	0.04	166
総務費	154,775	3.65	15,400
保険給付費	2,187,062	51.54	217,618
後期高齢者支援金等	759,601	17.90	75,582
前期高齢者納付金等	200,546	4.73	19,955
介護納付金	329,746	7.77	32,811
流行初期医療確保拠出金等	2	0.00	0
子ども・子育て支援納付金	59,109	1.39	5,881
共同事業拠出金	81,814	1.93	8,141
保健事業費	172,276	4.06	17,142
積立金	6,950	0.16	692
諸支出金	53	0.00	5
予備費	289,444	6.83	28,800
合計	4,243,042	100.00	422,193

表2 令和8年度月額保険料

賦課区分と種別	7年度	増減	8年度		
組合員	法人代表者	医療分	19,700	500	20,200
		後期分	6,200	0	6,200
		子ども・子育て分	0	400	400
	40歳以上	医療分	15,900	400	16,300
		後期分	4,800	0	4,800
		子ども・子育て分	0	400	400
	30歳以上 40歳未満	医療分	13,700	400	14,100
		後期分	3,500	0	3,500
		子ども・子育て分	0	400	400
	25歳以上 30歳未満	医療分	9,900	300	10,200
		後期分	2,900	0	2,900
		子ども・子育て分	0	400	400
25歳未満	医療分	6,500	300	6,800	
	後期分	2,100	0	2,100	
	子ども・子育て分	0	400	400	
家族	一般家族	医療分	4,400	200	4,600
		後期分	1,600	0	1,600
		子ども・子育て分	0	400	400
	特別家族	医療分	9,900	300	10,200
		後期分	2,900	0	2,900
		子ども・子育て分	0	400	400
	18歳未満家族	医療分	4,400	200	4,600
		後期分	1,600	0	1,600
		子ども・子育て分	0	400	400
	未就学家族	医療分	3,600	200	3,800
		後期分	1,400	0	1,400
		子ども・子育て分	0	400	400
介護分(40歳以上65歳未満)	3,500	0	3,800		

※特別家族とは、25歳以上60歳未満の家族のうち、妻・母・祖母・学生・障害者以外の方です。特別家族保険料は、25歳以上30歳未満の組合員と同額です。